

# 水戸市立第二中学校 P T A 規約 (一案)

## 第 1 章 名称並びに事務所

第 1 条 本会は水戸市立第二中学校 P T A と称し、事務所を同校内におく。

## 第 2 章 目 的

第 2 条 本会は次の諸項を目的とする。

- 1 家庭と学校の間係を一層緊密にし、会員相互の向上と望ましい生徒育成のために保護者と教員が協力する。
- 2 学校教育に対する理解を深め、且つ教育活動の充実に寄与する。

## 第 3 章 方 針

第 3 条 本会は教育を本旨とし、営利的・宗派的・政治的活動を行わない。

第 4 条 本会は自主自立のもとで、生徒の福祉のために活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。

第 5 条 本会は学校並びに関係当局に対し、教育上の問題や教育活動の援助のために意見具申や参考資料を提供するが、直接に学校の管理や教員の人事に干渉しない。

第 6 条 本会は必要に応じて公費教育予算の充実にために努力する。

## 第 4 章 会 員

第 7 条 本会の会員は正会員と特別会員とする。

- 1 正会員は学校に在籍する生徒の保護者またはこれに代る者（以下保護者という）、学校に勤務する校長及び教員（以下教員という）とし、すべて平等の権利と義務を有する。
- 2 特別会員は本校卒業生の保護者、並びに教育に関心を持つ者で本会に入会した者とする。

## 第 5 章 会 計

第 8 条 本会の経費は会費・事業収入及び寄付金をもって充てる。

第 9 条 会費は月毎に納めることもまた 1 年分を全納することもできる。

第 10 条 本会の資産は第 2 章の目的達成のため以外に使用してはならない。

第 11 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

## 第 6 章 役 員 の 選 出

第 12 条 本会の役員は次の通りとする。

- 1 会 長 1 名 保護者
- 2 副会長 3 名 保護者及び教員

3 会 計 3名 保護者及び教員

4 書 記 2名 保護者及び教員

役員の任期は1年とし兼任を認めない。但し再任を妨げない。

なお、役員数は、役員候補者選考委員会が必要と認めた場合、変更することができる。

第13条 役員の選出は次の通り行われる。

1 役員は役員候補者選考委員によって推薦された候補者より定期総会において選出及び承認する。

2 役員候補者選考委員会については次の通り定める。

(1) 役員候補者選考委員会は次の11名の委員をもって構成する。

ア 学年代表 各2名

イ 実行委員会代表 3名

ウ 教員代表 2名

(2) 役員候補者の推薦は必ず氏名発表前に候補者の同意を得なければならない。

(3) 候補者の追加指名は選出を行う総会の際会員席からなすことができる。

※ ただし、選考委員長により若干名の選考委員を委嘱することができるものとする。

第14条 本会に顧問をおくことができる。

## 第7章 役 員 の 任 務

第15条 役員の任務は次の通りである。

1 会長は会務を統轄し、総会及び実行委員会のすべての会議を司会し、外部に対して会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合にはその代理をつとめる。

3 会計は本会のすべての経理を正確に記録し、総会において会計監査委員会の監査を経た決算報告をする。

4 書記は総会並びに実行委員会の議事を正確に記録し、各種の会合について通知する。

## 第8章 会 議

第16条 本会は次の会議を開催する。

1 総 会

(1) 定期総会

(2) 臨時総会

2 役 員 会

3 総 務 会

4 実行委員会

5 専門委員会

6 学年委員会並びに学年・学級PTA集会

第17条 実行委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合には会長は臨時総会を招集する。

第18条 総会の日時・場所・議題は開催5日前までに通知する。

第19条 総会が議決すべき事項は次のとおりとする。

(1) 定期総会 前年度事業報告及び会計報告、決算の承認、今年度役員  
の選出並びに承認、会計監査委員の選出、今年度事業計画  
及び予算の審議並びに承認、その他緊急事項に関する審議  
並びに承認

(2) 臨時総会 必要案件の審議並びに承認、その他緊急事項に関する審議  
並びに承認

2 前項の議決は、原則として招集による議決とするが、実行委員会が必要  
と認めた場合は、書面議決（電磁的記録を含む）によることができる。

第20条 総会の定足数は委任状を含め会員の5分の1とする。決議は出席者の過半数をもって決する。

2 書面議決においては、提出された書面の枚数をもって出席者とする。

## 第9章 役員会・総務会

第21条 役員会は第12条で決められた役員により必要に応じ開催する。

第22条 総務会は第12条で決められた役員、各専門委員長、各学年委員長、校長をもって構成し、本会の目的に沿い各種の計画を立案し、各委員会の事業計画等の調整を図るとともに、会計を補佐して年度予算を作成し、健全な財政の確立をはかる。

## 第10章 実行委員会

第23条 実行委員会は、本会の役員・各専門委員会の正副委員長・学年委員会の正副委員長・校長によって構成される。

第24条 実行委員会の任務は次の通りである。

- 1 各委員会によって立案された事業・計画を審議承認する。
- 2 総会に提出する報告書を審議作成する。
- 3 必要ある場合には特別委員会を設ける。
- 4 その他全会員により委任された事項を処理する。

第25条 実行委員会の定足数は委員の過半数とする。

- 2 会長が必要と認めるとき臨時会議を開催する。

## 第11章 委員会

第26条 委員会には専門委員会・学年委員会・特別委員会・役員候補者選考委員会及び会計監査委員会があり、専門委員会には健全育成委員会・文化教養委員会・広報活動委員会がある。

第27条 各学年委員会の委員長は1名、副委員長は4名とし、それぞれ各学年から選ばれる。専門委員会の委員長は1名とし、副委員長は各学年2名ずつとする。任期は1年とする。但し再任を妨げない。

第28条 専門委員会の委員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

第29条 各専門委員会の委員は各学年委員会の委員をもって構成する。

## 第12章 委員会 の 任 務

- 第30条 健全育成委員会は、生徒の校外生活の健全育成に寄与するとともに地域の環境浄化につとめ、生徒の福利厚生に関する施策の審議と運営にあたる。
- 第31条 文化教養委員会は、会員の教養向上をはかるための事業を企画し運営する。
- 第32条 広報活動委員会は、会員に各種の情報を提供するため会報を発行するとともに対外的な広報活動をする。
- 第33条 学年委員会は、学年PTAの運営について審議し各種の事業を行う。
- 第34条 役員候補者選考委員会は、定期総会に提出する次年度役員候補者を推薦する。
- 第35条 特別委員会は、実行委員会により企画立案された特定の事項を遂行する。
- 第36条 会計監査委員会は、定期総会において会員から選出された3名以上の委員によって構成され、随時その年度の会計を監査し、その結果を定期総会において報告する。
- 第37条 専門委員会・学年委員会・特別委員会は、いかなる事業・計画についても総務会にはからなければならない。

## 第13章 改 正

- 第38条 規約は総会において出席者の過半数の賛成により改正することができる。

## 附 則

本規約は昭和24年5月29日施行	
(昭和31年3月14日一部改正)	(昭和51年3月17日一部改正)
(昭和54年3月2日一部改正)	(平成3年2月27日一部改正)
(平成8年4月21日一部改正)	(平成9年4月25日一部改正)
(平成24年2月24日一部改正)	(平成27年2月20日一部改正)
(平成28年2月18日一部改正)	(平成28年4月23日一部改正)
(平成29年2月23日一部改正)	(平成29年4月22日一部改正)
(平成30年4月28日一部改正)	(平成31年4月27日一部改正)
<u>(令和6年2月22日一部改正)</u>	